

2023年度 環境経営レポート

対象期間：2023年4月～2024年3月



目 次

- 1. 組織の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 3. レポートの対象期間及び発行日・・・・・・・・・・・・・P1
- 4. 環境経営実施体制表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 5. 環境経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 6. 環境経営目標及びその実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4～5
- 7. 環境経営計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6～7
- 8. 環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組み内容・・・・・・P8
- 9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果
並びに違反、訴訟等の有無・・・・・・・・・・・・・P9～10
- 10. 代表者による全体評価と見直しの結果・・・・・・・・・・・・・P11

1. 組織の概要

1) 名称及び代表者名

株式会社三洋工業東京システム
取締役社長 安田 篤史

2) 所在地

本店 東京都墨田区太平2-9-4 三洋工業ビル2F

3) 環境管理責任者及び担当者氏名・連絡先

責任者	取締役社長	安田 篤史	TEL : 03-5637-5200
担当者	本店管理課	小林 聖文	TEL : 03-5637-5200

4) 事業内容

①主な事業

システム床・壁の販売及び施工
ウッドデッキの販売及び施工

②建設業許可

許可番号 東京都知事(般-3)第94112号
許可の有効期間 令和4年2月15日から令和9年2月14日まで
建設業の種類 内装仕上工事業 とび・土工工事業 管工事業

③有資格者

一級建築士	1名
二級建築士	1名
一級建築施工管理技士	3名
二級建築施工管理技士	4名

5) 事業規模

	単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売上高(全社)	億円	13.38	8.48	9.4	9.2	15.25
工事件数(全て下請)	件	379	268	260	291	271
従業員(期初の人員)	名	16	15	16	17	14
延べ床面積(全社)	m ²	134.3	134.3	118.9	118.9	118.9

従業員は常勤役員、契約社員を含む

6) 事業年度

4月～3月

2. 対象範囲

1) 認証・登録範囲

1.2)所在地欄に記載

2) 対象活動

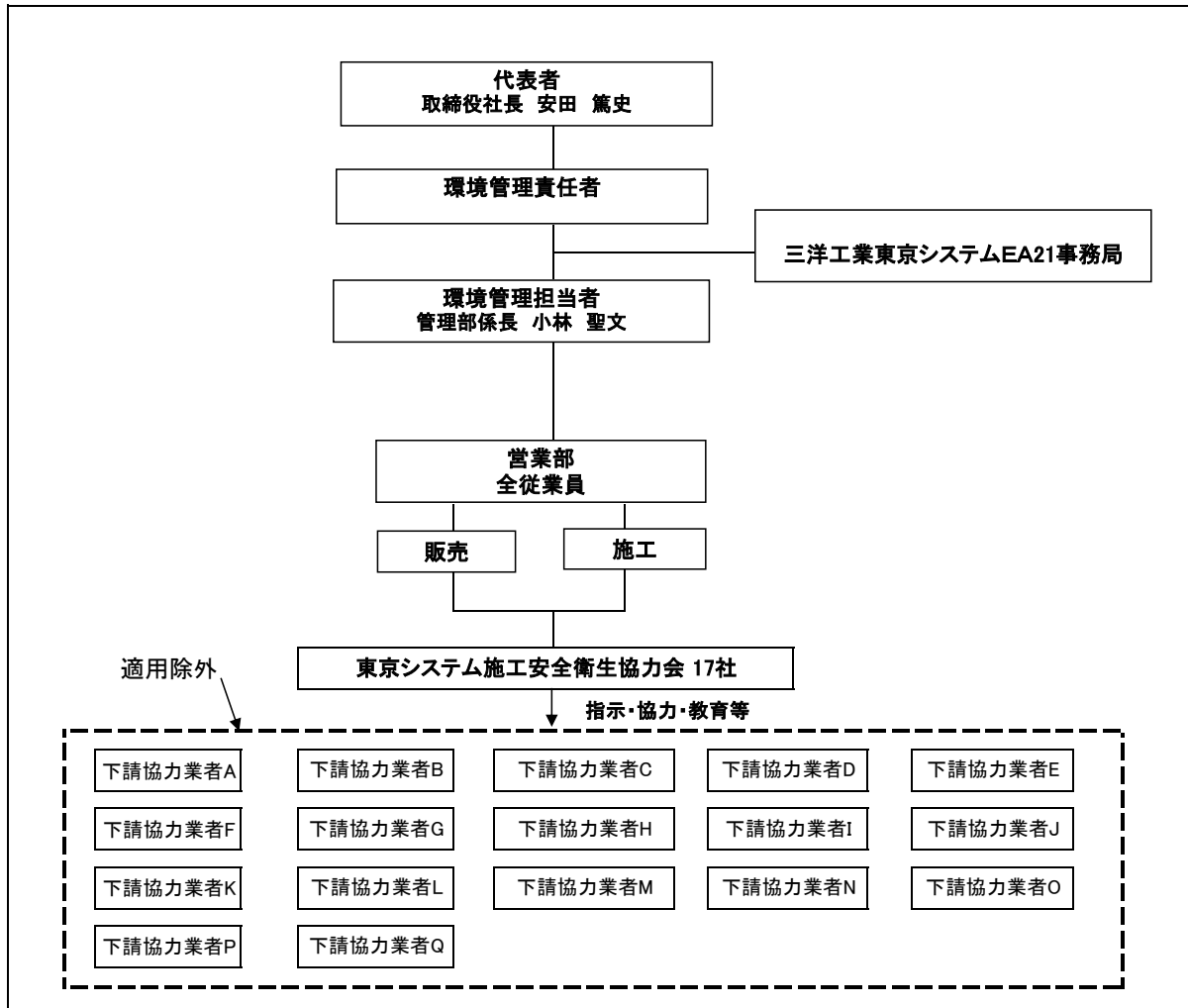
1.4)①事業内容欄に記載

3. レポートの対象期間及び発行日

レポートの対象期間及び発行日は表紙に記載

実施体制表

作成日 2023年7月1日



役割	責任および権限
代表者	1. 経営における課題とチャンスを整理し、明確にする 2. 取り組みの対象組織・活動の明確化 3. 環境方針の作成、全従業員に周知 4. 代表者による全体の評価と見直し 5. 環境活動レポートの承認 6. その他
環境管理責任者	1. 実施体制の構築 2. 環境目標及び環境活動計画の策定 3. 環境コミュニケーションの実施 4. 取組状況の確認及び問題の是正及び予防 5. その他
環境管理担当者	1. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価 2. 環境関連法規の取りまとめ 3. 環境関連文書及び記録の作成・管理 4. 教育・訓練の実施 5. 実施及び運営 6. 環境上の緊急事態への準備及び対応 7. 環境活動レポートの作成・公表 8. その他
全従業員	環境方針の理解と環境への取組の重要性を認識し、決められたことを守り、自主的・積極的に環境改善に取り組む

5. 環境経営方針

環 境 経 営 方 針

1. 基本理念

私たちは、経営理念である「快適空間の創造を通じて社会に貢献する」を使命とし、地球環境の保全と持続可能な社会の実現に向け、取扱商品の販売と施工を通じて以下の活動を行い、社員全員で環境負荷・環境経営システムの継続的改善と汚染の予防に取り組んでまいります。

2. 行動指針

1) 環境保全活動として次の事項に取り組めます。

- ①電力・自動車燃料の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減
- ②廃棄物排出量の削減
- ③日常的な節水による水使用量の削減
- ④環境配慮型商品の販売拡充およびサービスの提供

2) 環境に影響を及ぼす可能性のある当社の活動、商品およびサービスに関連して当社に適用可能な法的要求事項および当社が合意するその他の要求事項を遵守します。

3) 環境意識の向上を図るため、社員への教育、啓蒙に努めます。

4) 本環境経営方針は全ての社員に周知徹底します。

2023年7月1日
株式会社三洋工業東京システム
取締役社長 安田 篤史

発行 2017年4月1日

2023年度 環境経営目標

作成年月日：2023年4月10日

見直し日

No	環境方針 (キーワード)	環境目標項目	基準値(実績)	CO2 換算係数	年度目標値		
			2020年度年間		2023年度	2024年度	2025年度
1	二酸化炭素排出量の削減	電力使用量の削減	電力使用量		基準値に対し 8 %削減	基準値に対し 9 %削減	基準値に対し 10 %削減
			26,564 kWh	0.443	24,439 kWh／年以下	24,173 kWh／年以下	23,908 kWh／年以下
		自動車燃料消費量の削減	ガソリン消費量		基準値に対し 8 %削減	基準値に対し 9 %削減	基準値に対し 10 %削減
			5,013 L	2.320	4,612 L／年以下	4,562 L／年以下	4,512 L／年以下
		ガス使用量の削減	ガス使用量		基準値に対し 8 %削減	基準値に対し 9 %削減	基準値に対し 10 %削減
			2,571 m ³	2.210	2,365 m ³ ／年以下	2,340 m ³ ／年以下	2,314 m ³ ／年以下
		計(kg-CO ₂)	29,080 kg-CO ₂		26,754 kg-CO ₂ ／年以下	26,463 kg-CO ₂ ／年以下	26,172 kg-CO ₂ ／年以下
2	廃棄物排出量の削減	廃棄物排出量	廃棄物排出量		基準値に対し 8 %削減	基準値に対し 9 %削減	基準値に対し 10 %削減
			1076.0 kg		989.9 kg／年以下	979.2 kg／年以下	968.4 kg／年以下
3	水使用量の削減 ＜水道使用量：m ³ ＞	水道使用量	水道使用量		基準値に対し 8 %削減	基準値に対し 9 %削減	基準値に対し 10 %削減
			151 m ³		138.9 m ³ ／年以下	137.4 m ³ ／年以下	135.9 m ³ ／年以下
4	環境配慮型商品の販売拡充及びサービスの提供 (自らが販売・提供する製品・サービスに関する項目) 〈環境配慮型商品売上高/総売上高〉	環境配慮型商品売上比率	環境配慮型商品売上比率		基準値に対し 8 %増加	基準値に対し 9 %増加	基準値に対し 10 %増加
			8.9 %		9.6 %/年以上	9.7 %/年以上	9.8 %/年以上

※①本環境目標設定表は、毎年度見直すものとする。

②電力使用量の二酸化炭素排出(二酸化炭素換算)係数は、国が公表した2020年度の電気事業者別排出係数の東京電力(株)調整後排出係数0.443kg-CO₂を用いた。

③ガソリンの二酸化炭素排出(二酸化炭素換算)係数は排出係数0.0671×単位発熱量34.6＝2.32

活動期間の環境目標と環境目標の実績

目標入力年月日：2023年4月10日

実績入力年月日：2024年5月15日

No	環境方針 (キーワード)	環境目標項目	基準値	CO2 換算係数	活動期間2023/4～2024/3		
			(2020年4月～2021年3月)		目標	実績	評価
1	二酸化炭素排出量の削減	電力使用量の削減	電力使用量	0.443	基準値に対し 8 %削減	17,424	○
			26,564		24,439		
			kWh		kWh以下	kWh	
		自動車燃料消費量の削減 (軽油は不使用)		2.320	基準値に対し 8 %削減	3,368	○
			ガソリン消費量<L>		4,612		
			5,013	2.580	L以下	L	○
			軽油消費量<L>		0	0	
					L／年以下	L	
		ガス使用量の削減	ガス使用量	2.210	基準値に対し 8 %削減	1,694	○
			2,571		2,365		
		計(kg-CO ₂)	m ³		m ³ 以下	m ³	
			29,080		26,754	19,274	○
			kg-CO ₂		kg-CO ₂ 以下	kg-CO ₂	
2	廃棄物排出量の削減		廃棄物排出量		基準値に対し 8 %削減	771	○
			1076.0		989.9		
			kg		kg以下	kg	
3	水使用量の削減 <水道使用量:m ³ >		水道使用量		基準値に対し 8 %削減	171	×
			151		138.9		
			m ³		m ³ 以下	m ³	
4	環境配慮製品の販売強化 (自らが販売・提供する製品及びサービスに関する項目) (環境配慮型商品売上高/総売上高)		環境配慮型商品売上比率		基準値に対し 8 %増	10.2	○
			8.9		9.6		
			%		%以上	%	

※①本環境目標設定表は、毎年度見直すものとする。
②電力使用量の二酸化炭素排出(二酸化炭素換算)係数は、国が公表した2020年度の電気事業者別実排出係数の東京電力(株)調整後排出係数0.443kg-CO₂を用いた。

2023年度 環境経営計画書(年間)・実績表

作成：2023年4月10日

承認	作成
安田	小林

No	環境目標項目		基準値(2020年4月～2021年3月)	目標値	CO ₂ 換算	具体的活動内容	推進責任者	担当者	実績評価項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計									
1	二酸化炭素排出量の削減	1)電力使用量の削減	電力消費量 26,564 ＜kWh＞	基準値の 8 %削減 24,439 ＜kWh以下＞	0.443	①不使用照明の消灯 ②OA機器をセーブモード設定 ③空調の適温化(冷房28、暖房20度) ④長時間労働の抑制	代表者	環境管理担当者	電力 kWh	活動予定	①～④実施																				
		進捗評価	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		目標値	2,065	1,802						2,242	2,046	2,234	2,144	1,952	1,920	2,209	2,026	1,883	1,915	24,439											
		目標累計	2,065	3,868						6,110	8,156	10,390	12,533	14,485	16,405	18,614	20,640	22,523	24,439												
		実績値	1,393	1,411						1,460	1,577	1,476	1,479	1,474	1,394	1,459	1,502	1,396	1,403	17,424											
		実績累計	1,393	2,804	4,264	5,841	7,317	8,796	10,270	11,664	13,123	14,625	16,021	17,424																	
		達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		2)自動車燃料消費量の削減	自動車燃料消費量 ガソリン 5,013 ＜L> 軽油＜L／年＞ 0	基準値の 8 %削減 ガソリン 4,612 ＜L以下> 軽油＜L／年＞ 0	2.32	①エコドライブの励行 ②タイヤの空気圧を定期的に確認し適正値に保つ ③定期的車両整備を実施 ④公共交通機関の活用	代表者	環境管理担当者	自動車燃料	活動予定	①④実施			②実施				②実施 ③実施				②実施									
										進捗評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
										目標値	377	263	439	443	488	403	384	361	400	417	282	356	4,612								
			実績値	270						240	281	370	351	225	254	195	400	304	271	207	3,368										
			目標値	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
CO ₂ 排出量 kg	CO ₂ 排出量 11,630 ＜kg-CO ₂ ＞	CO ₂ 排出量 10,700 ＜kg-CO ₂ 以下＞	2.58					目標値	875	610	1,018	1,029	1,131	935	890	837	928	967	653	826	10,700										
								目標累計	875	1,486	2,504	3,532	4,664	5,599	6,489	7,325	8,254	9,221	9,874	10,700											
								実績値	626	557	652	858	814	522	589	452	928	705	629	480	7,814										
								実績累計	626	1,183	1,835	2,694	3,508	4,030	4,619	5,072	6,000	6,705	7,334	7,814											
								達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3)ガス使用量の削減	ガス消費量 2,571 ＜m ³ ＞	基準値の 8 %削減 2,365 ＜m ³ 以下＞	2.21	①空調の適温化 ②クールビズ、ウォームビズの徹底	代表者	環境管理担当者	ガス m ³	活動予定	①～②継続																						
								進捗評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
								目標値	162	86	96	188	318	350	118	153	313	273	206	103	2,365										
								目標累計	162	248	344	532	850	1,200	1,317	1,470	1,783	2,056	2,262	2,365											
								実績値	56	10	63	194	306	219	146	36	100	189	199	176	1,694										
実績累計	56	66	129	323	629	848	994	1,030	1,130	1,319	1,518	1,694																			
達成評価	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○										
計(kg-CO ₂)	CO ₂ 排出量 29,080 ＜kg-CO ₂ ＞	CO ₂ 排出量 26,754 ＜kg-CO ₂ 以下＞		〔数値目標/実績〕				CO ₂ 排出量 kg	目標値	2,148	1,600	2,223	2,350	2,824	2,657	2,015	2,025	2,598	2,468	1,943	1,902	26,754									
									目標累計	2,148	3,748	5,971	8,321	11,145	13,802	15,817	17,842	20,440	22,908	24,851	26,754										
									実績値	1,367	1,204	1,438	1,986	2,144	1,661	1,565	1,150	1,795	1,788	1,687	1,491	19,276									
									実績累計	1,367	2,571	4,009	5,995	8,139	9,801	11,365	12,515	14,310	16,099	17,786	19,276										
									達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	廃棄物排出量の削減	廃棄物総排出量 1,076 ＜kg/年＞	基準値の 8 %削減 989.9 ＜kg/年以下＞		①廃棄物量の測定(排出毎) ②分別収集、リサイクルの推進 ③IT化をすすめ、紙使用量の削減 ④使い捨て製品の使用や購入抑制	代表者	環境管理担当者	廃棄物排出量 kg	活動予定	①～④実施																					
									進捗評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									目標値	94	60	65	147	75	71	86	70	110	75	53	82	989.9									
									目標累計	94	154	219	366	442	512	599	669	779	855	908	990										
									実績値	57	57	70	149	50	43	55	49	68	56	50	67	771									
実績累計	57	114	184	333	383	426	481	530	598	654	704	771																			
達成評価	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
リサイクルの推進	リサイクルの推進	リサイクルの推進		①分別の徹底 ②リサイクル推進					目標	① ②																					
									進捗評価																						
									活動予定	①～③実施																					
									進捗評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
									目標値	23.0	0.0	21.2	0.0	22.1	0.0	23.9	0.0	24.8	0.0	23.9	0.0	138.9									
目標累計	23	23	44	44	66	66	90	90	115	115	139	139																			
実績値	30		29	26	26	27	29	30					171																		
実績累計	30	30	59	59	85	85	112	112	141	141	171	171																			
達成評価	×	○	×	×	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×									

2023年度 環境経営計画書（年間）・実績表

作成：2023年4月10日

2023年度 環境経営計画書（年間）・実績表																		承認		作成		
																		安田		小林		
作成：2023年4月10日																						
No	環境目標項目	基準値(2020年4月～2021年3月)	目標値	CO ₂ 換算	具体的活動内容	推進責任者	担当者	実績評価項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
4	環境配慮製品の販売強化 （自らが販売・提供する製品及びサービスに関する項目）	該当製品売上高/総売上高 8.9 %	基準値に対して 8 %増加 販売比率 9.6 %		①廃木材再生製品の販売強化 ②廃プラスチック再生製品の販売強化	代表者	環境管理担当者	環境配慮商品・サービス提供	活動予定	①②実施												
									進捗評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
									目標値	5.3	17.7	6.5	12.5	3.8	8.3	14.1	25.3	13.0	3.8	9.9	7.1	9.6
									目標累計													
									実績値	16	30	32	41	5	3	18	6	11	5	3	14	10
									実績累計													
								達成評価	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	○	○	

〔作成方法〕

1. 本表は、環境目標設定(取組項目、基準値、目標値)に沿って、毎年作成する。
2. 具体的活動内容及び推進責任者・担当者は、職場内検討により設定する。
3. 活動予定欄には、月々の具体的活動予定事項を線表で表示する。
4. 電力使用量の二酸化炭素排出(二酸化炭素換算)係数は、国が公表した2020年度の電気事業者別実排出係数の東京電力エナジーパートナー(株)調整後排出係数0.443kg-CO₂を用いる。
5. 二酸化炭素排出量は主要環境負荷項目(電力、ガソリン)の基準値等を入力すれば自動計算
6. 目標累計、実績累計は自動計算
7. グリーン購入、環境配慮商品・サービスの実績値は、右下の実績値の表に数値を入力すると自動計算

〔評価基準〕

活動評価基準	活動予定進捗評価	目標値達成評価	評価記号
	予定通り実施	達成	○
	予定通り実施できず	未達成	×

〔定期的確認評価コメント〕

- ・取組状況の確認
- ・目標の達成状況

電力使用量削減、自動車燃料削減、ガス使用量削減、環境配慮製品強化は目標を達成しました。廃棄物排出量削減、水使用量削減については一部未達成であった。社員全員が意識をもって行動することが大切である。

電力使用量削減、自動車燃料削減は目標を達成しました。ガス使用量削減、廃棄物排出量削減、水使用量削減、環境配慮製品強化については一部未達成であった。社員全員が意識をもって行動することが大切である。

電力使用量削減、自動車燃料削減、廃棄物排出は目標を達成しました。ガス使用量削減、水使用量削減、環境配慮製品強化については一部未達成であった。社員全員が意識をもって行動することが大切である。

電力使用量削減、自動車燃料削減、廃棄物排出は目標を達成しました。ガス使用量削減、水使用量削減、環境配慮製品強化については一部未達成であった。社員全員が意識をもって行動することが大切である。

〔是正処置・予防処置の要否〕

確認・承認

代表者		環責	担当者	代表者		環責	担当者	代表者		環責	担当者	代表者		環責	担当者
安田	安田	小林	安田	安田	小林	安田	安田	小林	安田	安田	小林	安田	安田	小林	

2023年度 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

作成年月日：2023年4月15日

No	環境方針 (キーワード)	環境目標項目	具体的取組内容	取 組	
				結 果 ・ 評 価	次年度の内容
1	二酸化炭素排出量の削減	電力使用量の削減	①不使用照明の消灯	各人の意識付けにより目標達成出来ました。①はスイッチの数が少なく、きめ細かい調整が難しかった。	取組みを継続する。
			②OA機器をセーブモード設定		
			③帰宅時のモニターの主電源OFF		
			④長時間労働の抑制		
		自動車燃料消費量の削減 (軽油は不使用)	①エコドライブの励行	各人の意識付けにより目標達成出来ました。特に④の効率的な活用が良かった。	取組みを継続する。 特に①④は重点的に実施する。
			②タイヤの空気圧を定期的に確認し、適正値に保つ		
			③定期的車両整備を実施		
			④公共交通機関の活用		
		ガス使用量の削減	①空調の適温化(冷房28、暖房20度)	引き続き、コロナ感染対策により、ドアや窓の常時換気を行っていたため、通常よりもエアコンの使用頻度が高まりましたが、目標達成出来ました。	取組みを継続する。 サーキュレーターを購入し、空調を効率よく循環させる。
			②クールビズ、ウォームビズの徹底		
2	廃棄物排出量の削減		①廃棄物量の測定(排出毎)	各人の意識付けにより目標達成出来ました。	取組みを継続する。 ③を重視する。また裏紙の使用なども推進する。
			②分別収集、リサイクルの推進		
			③IT化を進め、紙使用量の削減		
			④使い捨て製品の使用や購入抑制		
3	水使用量の削減 ＜水道使用量：m ³ ＞		①節水表示	コロナウイルスの影響により、こまめに手洗いの習慣が身に付き、手洗い回数が増加したため、削減出来ませんでした。	取組みを継続する。
			②節水コマの導入		
			③手洗いや洗い物の節水(流し放しにない)		
4	環境配慮製品の販売強化 (自らが生産・販売・提供する製品 及びサービスに関する項目) ＜環境配慮型商品売上高/総売上高＞		①廃木材再生製品の販売強化	環境重点商品として拡販に取り組みました。	取組みを継続する。
			②廃プラスチック再生製品の販売強化		

環境関連法規等取りまとめ表兼遵守確認・評価表

文書作成日： 2017年11月8日
見直し改定日： 2023年4月1日

作成・改定時		遵守確認・評価終了時	
承認	作成	承認	評価
安田	小林	安田	小林

I. 遵守義務のある法規関係

区分	環境関連法規等名称	法令条項	法規制等要求事項	当社該当事項	遵守事項等	管理部署 責任者	遵守状況確認・評価	
							チェック日	結果
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) (一般廃棄物の処理)	法3 法6の2 令4 令4の4 規1の17～18	(事業者の責務) 廃棄物を自らの責任において適正に処理 事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用等を通じて により減量に努める 廃棄物の減量及び適正処理について国及び地方公共 施策に協力 ①事業系一般廃棄物の処理 ・一般廃棄物の運搬、処分を委託する場合は、許可を 取った一般廃棄物運搬業者、環境省令で定める処分 業者に委託。政令の基準に従う。	一般廃棄物 の処理委託	①一般廃棄物を適正に分別し、減量、保 管 ②区条例に従い許可を取った一般廃棄物 収集運搬業者に運搬・処理を委託。	社長	2024年5月15日	適合
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)続き (産業廃棄物の適正処理)	法11 法12	①事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。 ②産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保 管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこ れを保管しなければならない。 ③産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、 政令で定める基準に従わなければならない。	産業廃棄物の 保管(廃プラ、廃 金属等)	①法定の産業廃棄物収集運搬・処分業者に にそれぞれ委託。 ②産業廃棄物保管基準に従い保管する。 ③産業廃棄物の運搬又は処分の委託は 政令で定める基準に従う。	社長	2024年5月15日	適合
		法12 令6 規8の2の8 規8の3 規8の4～規8 の4の6	①収集運搬、処分事業者と産業廃棄物処理委託基準 に従って二者間委託契約。 ②契約書記載事項 ・種類、数量、性状、荷姿、最終処分地、金額 ・産業廃棄物の運搬・処分を委託できる者	産業廃棄物 の処理委託	①許可を受けた収集運搬・中間処理事業者と の委託契約締結。契約書は契約終了後5年 間保管。 ・委託事業者の事業区分、品目、取扱地県等 の許可、許可期限等の許可条件確認(許可証 の写し添付) ②記載事項確認、また定期的確認 ・許可期限の確認(期限切れは許可証写しの再提出)			
		法12 法12の3 規8の20～38	①産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付 ・種類ごと・運搬先ごと・運搬車ごと ・種類、数量、性状、運搬処分者名、最終処分地記載 ②管理票の回収管理一返送日をA票に記入 回収期限ーB2・D票90日(特別産業廃棄物は60日)以 内、E票180日以内 上記以内に送付されない場合、必要事項が記載さ れていない場合或いは虚偽の記載がある場合は、30 日以内に知事への報告 ③産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難である という通知を処理委託先から受け、B2・D・E票が返送さ れていない場合は、適切な措置を講じ通知を受けた日 から30日以内に知事へ講じた措置について報告 ④管理票の保管義務 5年間 ⑤産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出	産業廃棄物 の処理委託 (マニフェスト の交付・処理 状況確認・遅 延報告・保 存・交付等状 況の報告)	①マニフェストの次のように交付 ・種類ごと・運搬先ごと・運搬車ごと ・種類、数量、性状、運搬処分者名、最終処分地記載 ②マニフェスト返送日の確認、記録、保管 交付マニフェストのB2・D票は90日(特別産業 廃棄物は60日)以内、E票は180日以内に返却 されない場合、必要事項が記載されていない 場合或いは虚偽の記載がある場合は、30日 以内に知事へ報告 ③産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難 であるという通知を受け、B2・D・E票が返送さ れていない場合は、適切な措置を講じ30日 以内に知事へ講じた措置について県知事に 報告 ④交付マニフェスト(A票、B2票、D票、E 票)の5年間保管 ⑤報告書(毎年6月末迄)提出、写し保管	社長	2024年5月15日	適合
	東京都廃棄物の処理及 び再利用に関する条例 (東京都廃棄物条例)	条8 条10 条14	(事業者の責務) ①事業者の基本的責務 ②事業系廃棄物の減量等 ③産業廃棄物の減量等	廃棄物排出量 の削減、適正 処理、リサイク ル	①資源リサイクル、廃棄物減量、適正処理 ②再利用促進による事業系廃棄物の減量 ③産業廃棄物の減量	社長	2024年5月15日	適合
	墨田区廃棄物の減量及 び処理に関する条例	条10 条25 条36～条37 条50～条51 条40～条41 条44	・事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること 等により、廃棄物の減量を図らなければならない。 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適 正に処理しなければならない。 3 事業者は、物の製造、加工、販売等(以下「物の製造等」 という。)に際しては、その製品、容器等が廃棄物になった場 合においてその適正な処理が困難になることのないようにし なければならない。 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関す る区の施策に協力しなければならない ・事業者は、再利用が可能な物の分別の徹底を図ること等 再利用を促進するために必要な措置を講じること等により、 その事業系廃棄物の減量を図らなければならない。 ・事業者は、その事業系廃棄物を、生活環境の保全上支障 が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物 の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる 者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。 ・事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、 破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理(以下「中間処 理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければなら ない。 ・事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令 第300号。以下「政令」という。)第3条各号及び第4条の2各号 で定める基準に従わなければならない。 ・事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保 管場所を設置しなければならない。	一般廃棄物 の処理、保 管	①中間処理等で減量化、再資源化、 ②適正処理(廃掃法に従って一般廃棄物 収集運搬業者に依頼、又は有料シールを 貼って排出) ③保管場所の設置及び種類等の表示で 管理	社長	2024年5月15日	適合
CO ² 削減	都民の健康と安全を確保 する環境に関する条例 (東京都環境確保条例)	条52 条53	・自動車等を運転する者は、自動車等を駐車し、又は停車す るときは、当該自動車等の原動機の停止(以下「アイドリン グ・ストップ」という。)を行わなければならない。ただし、規則 で定める場合はこの限りでない。(事業者の義務) ・自動車等を事業の用に供する者は、その管理する自動車 等の運転者に対して、前条に規定する事項を遵守するよう 適切な措置を講じなければならない。	CO ² 削減	①自動車等を運転する者は、自動車等を 駐車し、又は停車するときは、アイドリン グ・ストップを行う。	管理部 管理部長	2024年5月15日	適合
資源循環 (リサイクル)	特定家庭用機器再商品 化法 (家電リサイクル法)	法6	①特定家庭用機器を長期間使用し、廃棄物の排出抑 制をし、廃棄物として排出の場合は適切に引き渡し、料 金支払い、法律の目的を達成するために行う措置に協 力する。	ブラウン管・液 晶テレビ、冷蔵 庫、洗濯機、ユ ニットエアコンの 廃棄	①特定家庭用機器排出した場合、料金を 支払い、適切に引き渡す。また、特定家庭 用機器廃棄物管理票の写しを受取1年間 保管、または、産業廃棄物管理票を交付 している場合は、廃棄物処理法に従う	社長	2024年5月15日	適合
合法伐 採 木材	クリーンウッド法	事業者の責務 条5 条6	事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採 木材等を利用するよう努めなければならない 木材及びその製品を製造・加工・輸入・販売する又は 木材を使用して建築等をする事業者は国が定める基 準に沿った合法伐採木材等の確認を行う	合板、フローリ ング等の木材 製品	①合法的に伐採された木材製品を使用す ることを推進し、持続可能な地球環境の保 全に貢献する	営業部 営業部長	2024年5月15日	適合

区分	環境関連法規等名称	法令条項	法規制等要求事項	当社該当事項	遵守事項等	管理部署 責任者	遵守状況確認・評価	
							チェック日	結果
安全衛生	労働安全衛生法	条3-3 条10-1～5	(事業者の責務) ① 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。 (安全衛生管理体制) ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。 ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 ⑤ 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの	安全教育の実施	①施工研修会の実施 ②送り出し教育の実施 ③資格取得斡旋 ④安全パトロールの実施	社長	2024年5月15日	適合
◎環境関連法規への違反はありません。なお、関係当局より違反等の指摘はありません。								

10. 代表者による全体の評価と見直し

【様式5】

代表者による全体の評価と見直し 結果報告書

代表者承認	環境管理責任者
安田	小林

見直し実施日	2024年7月10日	(☒ 定期見直し ☐ 臨時見直し)
見直し対象期間	2023年4月1日 ~ 2024年3月31日	
出席者	代表者、環境管理担当者、営業部長・市場開発部長	
前回の指示への取組結果	一昨年の更新審査で指示された東京都環境確保条例の自動車運転等のエコドライブをCO2削減として折り込みました。	
見直しに必要な情報	①環境関連法規の遵守状況(環境関連法規等の遵守記録による) ②環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施及び運用結果(環境活動計画書による) ③問題点の是正処置及び予防処置の結果(是正処置／予防処置報告書による) ④外部からの環境に関する苦情や要望(外部コミュニケーション記録による) ⑤その他(法規制の動向や取引先からの「グリーン調達」の情報等)	
代表者による 評価 経営的観点	【環境経営システムが有効に機能しているか】 (①、②、③、④、⑤等を踏まえて評価) 環境方針の周知徹底が不十分で、全員参加の取組という観点からみると、個々人の間で温度差があり、決して満足できるものではなかった。社会が環境に対して認識が大きく変化しているいま、引き続き環境方針の周知徹底に努めて行きます。	
	【環境への取組が適切に実施されているか】 (②等を踏まえて評価)	
	目標項目	目標達成状況 活動計画実施状況 目標・活動計画実施状況の評価(達成の場合: 目標設定方法や取組方法の問題点、次年度の方向性 未達の場合: 原因の明確化、次年度の目標や対応策)
	電力使用量の削減	○ ○ 電力は数値目標を掲げて地道に活動を継続する必要がある。
	廃棄物排出量の削減	○ ○ 目標は達成しました。社員の意識を高めて、引き続き排出量の削減を実施します
	水使用量の削減	× ○ 水道は数値目標を掲げて地道に活動を継続する必要がある。今期はこまめな手洗いを心掛けたため未達でありました。
	環境に配慮した製品の販売	○ ○ 環境重点商品として拡販に取り組み、目標達成しました。
	ガス使用量の削減	○ ○ コロナ禍があげ、必要以上の換気が無かった事と、サーキュレーターを使用したことで、エアコンを効率的に使えた為と思います。
代表者による 見直し 変更の必要性の有無・変更に必要な具体的な指示事項	【環境経営方針】 変更の必要性 : ☐ 有 ☒ 無 現時点では変更の必要はない	
	【環境経営目標及び環境経営計画】 変更の必要性 : ☐ 有 ☒ 無 現時点では変更の必要はない	
	【環境経営システム等】 変更の必要性 : ☐ 有 ☒ 無 現時点では変更の必要はない	
	【総括】 近年SDGsやESG、脱炭素社会等と環境に対する社会の認識が大きく変化しています。エコアクション21を通じて、社員ひとり一人が環境に対する認識を高めて、社会への貢献や経営全般に繋げて行きたい。	

注)①定期的(少なくとも毎年1回)に実施すること。登録審査の場合は、臨時に行うこと。

②事業年度が終了したら、速やかに終了事業年度(登録審査の場合は登録の運用期間)の見直しをすること。

③事業内容の変更や重大な事故・不適合が生じた場合等の時は、臨時の見直しをすること。